

成長産業の創出

ロケットの高頻度打上げ・コスト低減に向けた火薬類取締法の規制改革

現 状

- ・宇宙基本計画工程表（2025年12月改定）では、2030年代前半に我が国としての打上げ能力を年間30件程度確保する方針が示され、国内の民間ロケット計画には県内で打上げが進むスペースワンのカイロスロケットが記載されている
- ・和歌山県としても、県総合計画（2025年12月策定）で小型ロケット発射場を中心とする宇宙産業集積を2026年から5年間の主要施策に位置付け、その実現にはロケットの高頻度打上げの実現が不可欠
- ・高頻度なロケット打上げを国際的にコスト競争力ある形で実現するには、ロケット発射場等の設備投資コスト・ランニングコストを、安全性に十分配慮しながら低減していくことが必要である

課 題

- ・現行制度上、カイロスロケットに使用する特定コンポジット推進薬、火薬、爆薬を使用した火工品は一級火薬庫内に同時貯蔵されているが、この場合、特定コンポジット推進薬の単独貯蔵に比べ、最大貯蔵量が制限される
- ・ロケットの高頻度打上げ・コスト低減に向けては、火薬類取締法に基づき設置される火薬庫の効率的活用、火薬類の搬入効率化が実現できれば、ロケット打上げに要する設備投資コスト・ランニングコストを抑制できる可能性あり

具体的な措置

- ・ロケット打上げ施設の管理者が、当該施設内の限定区域において、十分な安全措置を行う場合に限り、火薬、爆薬を使用した火工品を火薬庫外で少量貯蔵を可能にする規制改革等の措置を実現すること

■一級火薬庫の制度上最大貯蔵量 ※太字・下線部分が適用される

	現行	規制改革後（①③庫外貯蔵）
①火薬(特定コンポジット推進薬を除く)	80t (①②③同時貯蔵で適用)	80t
②特定コンポジット推進薬	400t	400t (単独貯蔵で適用)
③爆薬	40t	40t

民間ロケット発射場を核とした世界で勝てる 宇宙産業クラスター形成への国の積極的関与

現 状

- ・宇宙基本計画（2023年6月改定）において、宇宙産業の国内市場規模を、2030年代の早期に2倍の8兆円に拡大していく政府目標が提示された
また、宇宙基本計画工程表（2025年12月改定）では、2030年代前半に我が国としての打上げ能力を年間30件程度確保する方針が示され、国内の民間ロケット計画には県内で打上げが進むスペースワンのカイロスロケットが記載されている
- ・和歌山県としても、県総合計画（2025年12月策定）で小型ロケット発射場を中心とする宇宙産業集積を2026年から5年間の主要施策に位置付け、行動指針となる宇宙アクションプラン（2025年8月策定）のもと、我が国宇宙産業の発展・地方創生等に向けた取組を加速中

課 題

- ・ロケットの高頻度打上げ能力を実現するには、民間ロケット打上げに係る射座・組立棟・燃料保管庫等への大型投資が不可欠。また、我が国産業競争力・経済安全保障の強化に向けた高性能かつコスト競争力あるロケットの開発に資する継続的な支援・環境整備も必要
- ・ロケット高頻度打上げに係る部材・燃料・機器・GSE（地上支援設備等）製造、衛星データ活用等、各分野のサプライチェーン形成が必要。さらに、拠点化・集積の進展に応じて物流等の周辺インフラ整備も重要
- ・また、宇宙産業の発展には、多様な産業人材育成の継続・強化も必要

具体的な措置

- ・県内に立地する民間ロケット発射場「スペースポート紀伊」を核とした世界で勝てる宇宙産業クラスター形成に向けて、国としても、地域未来戦略・戦略産業クラスター計画、国家戦略特区等の施策を通じて、地元自治体等の関係機関と緊密に連携し、クラスター形成の計画策定・民間等の大型投資への支援・規制改革等の必要な取組を検討、実施すること

民間ロケット打上げ事業の円滑な実施に向けた環境整備

現状

- ・国主導だった宇宙開発に民間の参入が進みつつある中、人工衛星の打上げ・管理に関する国の許可制度等を規定した「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（通称：宇宙活動法）が2016年に成立
- ・事業者が人工衛星等の打上げを行う場合、宇宙活動法第4条に基づき、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならないが、許可の要件の一つとして、同法第6条及び同法施行規則第8条に基づき、**打上げ施設周辺の安全確保の措置**が求められている
- ・内閣府が策定した「人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン」では、宇宙活動法に基づく審査基準の一つとして、事業者は、**警戒区域を設定し、第三者の立ち入りを制限するとともに、第三者が進入している場合や進入しそうな場合は打上げを中断することが求められている**

課題

- ・2024年3月9日に、和歌山県串本町に立地する民間ロケット射場「スペースポート紀伊」から、ロケット打上げが予定されていたが、警戒区域内に第三者（船舶）が残留し、安全確保の措置が取れなかったことにより、打上げ直前に延期が決定（その後、3月13日に打上げ実施）
- ・現行制度上、事業者は、警戒区域への第三者立ち入りの制限を求められている一方、警戒区域内に進入している又はしそうな者に対し、立ち入り制限の実効性を確保する措置である退去命令等の法的根拠はない
- ・このため今後も、事業者の準備や天候等の条件が整っても、第三者要因でロケット打上げが延期となるリスクが相当程度あり、我が国におけるロケット高頻度打上げの実現に向けた懸念の一つとなっている

具体的な措置

- ・我が国が目指すロケット高頻度打上げ能力の確保に向けて、ロケット打上げに係る警戒区域の設定と打上げ施設周辺の安全確保措置について、その実効性を更に高めるための具体的な方策を、国・事業者・立地自治体等の関係機関が協力して検討していくこと

地域未来戦略等に呼応した和歌山県における GX 産業集積への国の積極的関与

現 状

- ・ 政府は、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずることで、地方に大規模な投資を呼び込み、地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成する「地域未来戦略」を推進する方針。その内数には、産業資源であるコンビナート跡地／空きスペース等や地域に偏在する脱炭素電源等を核に、「新たな産業クラスター」の創設を目指す GX 戦略地域制度も含まれる
- ・ 社会経済情勢の変化に伴うグローバルサプライチェーンの見直しや、政府の国内投資支援策の後押し等もあり、製造業を中心に国内投資が活発化するものの、全国と同様に、分譲可能な産業用地は不足
- ・ 2025 年 12 月策定の和歌山県総合計画では、脱炭素先進県を目指す方針を掲げ、今後 10 年間での大規模県内投資実現に向け、臨海部での大規模跡地の産業用地化促進、成長企業の誘致活動推進等を主要施策に位置付け

課 題

- ・ 和歌山県の基幹産業は鉄鋼・石油・化学であり、脱炭素の世界的潮流や設備高経年化もある中、電源・燃料・原料の転換や新事業創出が喫緊の課題
- ・ 産業用地開発は、規模にもよるものの、中長期にわたり相当程度の予算が必要。また、既存用地（ブラウンフィールドの跡地活用を含む。）や工場遊休地の活用にあたっては、的確な法令対応も重要

具体的な措置

- ・ 政府の地域未来戦略等に呼応し、和歌山県では「わかやま GX 産業集積」の実現に向けた取組（成長産業の誘致、GX 関連産業の創出、エネルギーの地産地消等）を進める方針であるところ、財政支援や規制改革等、政府方針の実現に資する地域を後押しする措置を積極的に講じること

カーボンニュートラルの実現に貢献する持続可能な林業及び木材産業への支援

現 状

- ・本県では、2040年を見据えた新たな「和歌山県総合計画」（2025年12月策定）のもと、県土の8割を占める森林を活用し、林業・木材産業の生産性を高め「伐って、使って、植えて、育てる」という循環型林業の実践と紀州材の利用拡大を推進している
- ・これにより、基幹産業としての成長を図るとともに2050年カーボンニュートラルに貢献する

項 目	現状値(2024年)	目標値(2040年)
素材生産量	30万m ³	50万m ³
林道整備延長	—	135km[28路線]

課 題

- ・本県における素材生産量の増加や適切な再造林等の推進のため、更なる国予算の確保が必要不可欠。特に林業生産の基盤となる林道整備を加速するため、県の林道予算を段階的に増大することとしているので、国の更なる支援が不可欠
- ・林業・木材産業の生産性向上を図るには、先進的な林業機械の導入や木材加工流通施設の整備に必要な国予算の拡充が必要
- ・森林クレジットの創出において、事業者の経費負担が大きく審査期間も長期化
- ・本県では、無垢材を利用した木造建築物（トラス構法）をモデル的に建設するなど、積極的な木材利用を進めているところであり、このような取組を市町村や民間に広げるための支援が必要

具体的な措置

- 1 地域の実情に応じて計画的に事業が実施できるよう、林道整備、先進的な林業機械の導入、森林整備及び木材加工流通施設整備に係る予算を十分に確保するとともに、先進的な林業機械導入に係る補助率の拡充（1/3→1/2）を図ること
- 2 森林クレジットの活用促進を図るため、クレジット創出に要する費用縮減や審査期間短縮など、創出事業者の支援に積極的に取り組むこと
- 3 建築物への更なる地域材利用を進めるため、現行事業におけるCLT等の構造物と同様に、無垢材を利用したモデル的な木造構造物（トラス構法など）に係る補助率の拡充（15%→1/2）を図ること